建設業 しんこう

建設産業の
今を伝え未来を考える

5
May. 2018
No.498

特集

建設現場×安全

一般財団法人
建設業振興基金

高校生の皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業への入職に関心を抱いて頂くために、高校の建築・土木、環境、デザイン学科などで学んでいる方を対象として、建設業で活躍する自分の姿、自分で造りたい建物などに対する「夢」や「憧れ」等について高校生の作文コンクールを実施します。

応募対象

全国の高校の建築学科、土木学科等の皆さん

応募テーマ

- 建設業を志している理由
- 建設業に対するイメージ
- 好きな建物、構造物（ダム、橋梁等）あるいは将来造りたい建物等
- 建設業へ就業した場合の５年後、10年後の自分

※建設業に関する内容でしたら上記以外のテーマでも応募できますので奮ってご応募ください。

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金　経営基盤整備支援センター
「高校生の作文コンクール」係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門４丁目MTビル２号館６階
TEL：03-5473-4572
Mail：jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

応募用紙のダウンロードはこちら▼
ヨイケンセツドットコム 検索
建設現場へGO！ 検索

建設業で働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業を担っている皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設業で働く方の主張を募集します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする若者へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

応募対象

建設業の仕事に従事している方。

応募テーマ

建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、仕事のやりがいや自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとします。

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金　経営基盤整備支援センター
「私たちの主張」係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門４丁目MT ビル２号館６階
TEL：03-5473-4572
Mail：jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

応募用紙のダウンロードはこちら▼
ヨイケンセツドットコム 検索
建設現場へGO！ 検索

建設産業の今を伝え未来を考える

建設業しんこう

5
May. 2018

No.498

CONTENTS

編集・発行：一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL. 03-5473-4584　FAX. 03-5473-1594
http://www.kensetsu-kikin.or.jp/

02 特集 建設現場 × 安全

寄稿
1 水道工事事故防止アクションプランについて
東京都水道局建設部 技術管理課　竹本 圭介（平成30年3月時点）

2 基本ルールを守り続ける現場をつくるためには
ヒューマンエラーを踏まえる
労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ 部長　高木 元也

事例紹介
1 仮設足場からの墜落対策をVRで学ぶ
株式会社積木製作 安全体感VRトレーニング

2 IoTを活用し現場作業員を熱中症から守る
富士通株式会社

07 建設業経理事務士特別研修をご存じですか?

08 FOCUS
専門工事事業者の目線で静岡県の若い建設技能者を育成
インタビュー：静岡県建設学院 専務理事　山川 安豊氏

PRESCRIPTION
10 日本経済の動向　プレミアムフライデー1年を振り返る
11 建設経済の動向　「簡易確認型」入札を本格導入へ

12 連載 事業承継から考えるこれからの建設業経営【第2回】
◆ 事業承継の手順について
（事業承継の準備は早ければ早いほど良い!）

14 連載 かわいい土木【第12回】
◆ 倉安川吉井水門／岡山県岡山市

16 しんこうTODAY 振興基金の活動報告

倉安川吉井水門（P14：かわいい土木）

『建設業しんこう』は
Webでもご覧いただけます。

建設業しんこうWeb
建設産業の今を伝え未来を考える

https://www.shinko-web.jp/
しんこうWeb　検索

■「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望　TEL.03-5473-4584（企画広報部）
kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

デザイン・印刷：日経印刷株式会社
◎本誌記事の無断転載を固く禁じます。

特集 建設現場×安全

建設業の生産現場は、ほとんどが屋外であり天候や地形の影響を受ける。また、屋内において、ある程度固定されたメンバーが常設の機械設備を使って生産を行う製造業と違い、建設現場には様々な企業・職種の労働者と建設機械が入れ替わりながら作業が行われる。加えて、単品受注による生産物はその場で作り上げ、仮設で使われるものも多いことから、現場の状況は絶えず変化する。安全管理も変化する現場の状況に合わせた対応が求められる。

建設業における労働災害の概況等

建設業の労働災害は1960年代にピークに達し、その後1970年代後半に一旦上昇したものの、それ以降は減少傾向が続いている。20年前と比べて死亡災害は65.3%減少している **図1**。死亡災害件数を就業者数との割合で比較した場合においても20年前に比べ半減しており **図2**、建設業におけるリスクアセスメントの取り組みと重篤な危険要因への対応が確実に進んでいる。平成27年、平成28年と2年連続で死亡災害、死傷災害ともに過去最小となった。なお、平成29年は3月集計の速報値で死傷者数14,874人（前年比88人増）、死亡者数304人（前年比18人増）となっている。

全産業のうち建設業が占める労働災害の割合（平成28年）を見ると、死亡災害では31.7%となっており、最も高い割合を占める。死傷災害（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）が12.8%であることから、建設業の労働災害が死亡災害に繋がりやすい傾向があることが窺える。

死亡災害の原因を建設業の三大災害といわれる種類別に見ると、墜落が135人（45.9%）、建設機械・クレーン等災害が34人（11.6%）、倒壊・崩壊が26人（8.8%）となっており **図3**、墜落によるものが最も多い。厚生労働省では2020年代前半までに、高さ5メートル程度以上の高所作業では胴体部全体を支持するフルハーネス型安全帯の着用を義務付ける方針であることが報道されている。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が平成29年3月に施行され、同年6月に施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画が閣議決定された。この中で、建設工事従事者の安全や健康の確保に必要な「安全衛生経費」について、①明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討・実施すること、②建設業法に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、立入検査等を通じた法令遵守の徹底を図ること、が明記された。国土交通省は、安全衛生経費について調査を行い、経費が下請まで適切に支払われるための施策を検討する。社会保険加入促進への対応に続き、当該経費の確保徹底には、建設産業界全体が連携・協力して取り組んでいく必要がある。

図1　過去20年間の死亡災害発生状況（全産業、建設業）

出所：厚生労働省「労働災害発生状況」より

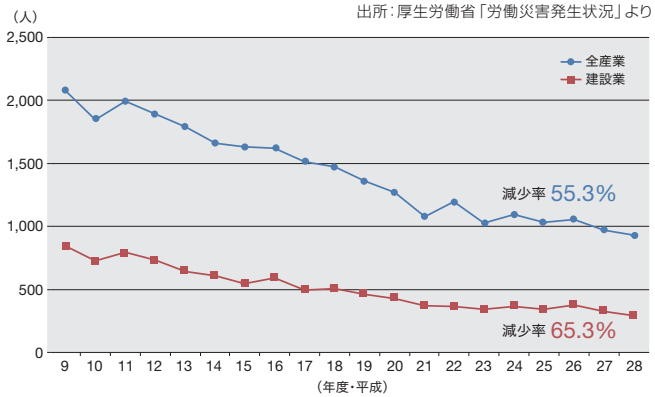

図2　死亡災害発生件数と建設業就業者数との比較

年	死亡災害（件）	就業者数（万人）	発生割合
H9	847	685	0.0124%
H18	508	559	0.0091%
H28	294	492	0.0060%

出所：厚生労働省「労働災害発生状況」、総務省「労働力調査」より本財団作成

図3　災害種類別死亡災害発生状況（平成28年）

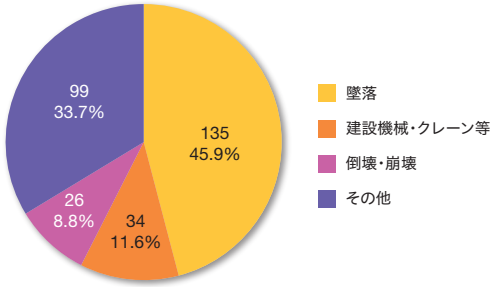

出所：建設業労働災害防止協会「平成29年版 建設業安全衛生年鑑」

寄稿 1

水道工事事故防止 アクションプランについて

東京都水道局建設部 技術管理課
竹本 圭介
（平成30年3月時点）

策定の経緯

東京都水道局（以下、水道局）では、震災対策強化のため管路の耐震継手化等を推進しているが、水道工事における事故防止が課題となっていた。水道局発注工事の多くは中小建設業者が受注しているが、その多くは人材面や資金面等に余裕がなく、安全活動の推進力向上が課題であった。

そこで、建設業者に対する発注者の支援を計画的に実施するため、「水道工事事故防止アクションプラン（以下、プラン）」を平成24年度に策定した。

プランの内容と取組

プランでは、取組の成果を客観的に判断できるように、平成26年度を目標年度として、重大事故発生件数（休業4日以上の死傷事故、影響の大きい物損事故）を平成23年度に比べ半減（10件以下）させる目標を設定し、以下の取組を実施した。

過去の事故データを分析したところ、13種類の頻発事故が事故全体の約3分の2を占めていたことから、頻発事故の原因と再発防止策を取りまとめた冊子を作成した。冊子は職員に配布して受注者指導に役立てるとともに、HP上にも掲載して受注者が閲覧できるようにした。また、プランの内容をわかりやすくまとめたDVD映像を作成し、局内の研修で活用するとともに、受注者にDVDを貸与して安全大会等での活用を促した。

これらの取組を実施した結果、平成26年度の事故件数は10件に減少した。

アクションプランDVD映像の一例

平成27年度からの取組

プランの取組は一定の効果を発揮したが、3年間で13件のバックホウに起因する事故が発生した。そこで、更なる工事事故防止の推進に向けて、バックホウ事故の減少を重点取組とする「水道工事事故防止アクションプラン2015（以下、プラン2015）」を策定した。

建設機械事故防止講習会の様子

新たな取組として、バックホウ事故の防止に特化した講習会を開催し、座学の講義だけでなく、事故発生状況や防止策を実演して受講者に体験させることで、知識習得・意識向上を図った。

プラン2015の期間中（平成27から29年度）にバックホウの事故は10件発生したが、29年度は1件に減少しており、継続的な取組が事故減少につながると考えている。

今後に向けて

バックホウに代表される車両系建設機械の事故減少を重点取組として継続するとともに、下請会社を含めた教育支援、監督員の指導力向上など、より一層の事故防止に取り組んでいきたい。

水道局の重大事故発生件数の推移

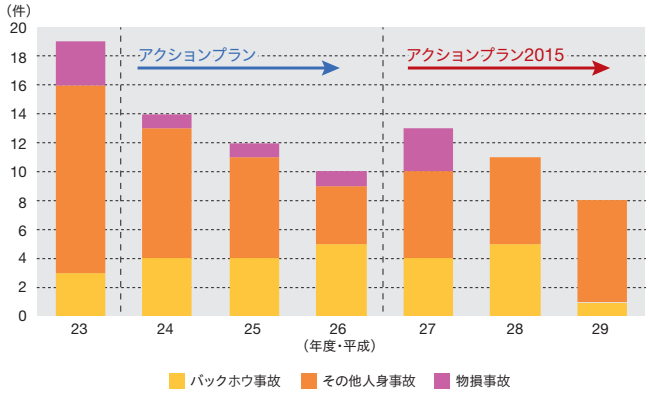

寄稿 2

基本ルールを守り続ける現場をつくるためには

ヒューマンエラーを踏まえる

労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ 部長
高木 元也

最近、建設会社の安全大会のテーマに、「基本ルールをいかに守り続けるか?」を掲げるところが増えています。それは、「基本ルール」が定められているにも関わらず、これが守られないことによる災害があまりに多いことが理由のひとつにあげられます。

本稿では、建設現場の労働災害防止のため、基本ルールを守り続ける現場をつくるためにどうすればよいか、ヒューマンエラーの原因となる人間の特性を踏まえながらみていきます。

最近は繰り返し災害ばかり

皆さんにまずお伝えしたいのは、最近の労働災害はほとんどが“繰り返し”ということです。例えば、トンネル内の作業では、一酸化炭素中毒による労働災害が繰り返し発生しています。平成28年には、11月にトンネル内での補修作業中に作業者8人と救助者1人の計9人が被災、その翌月も同作業中に4人被災（うち1人死亡）、さらに翌29年にも、10月にトンネル内の清掃作業で3人被災（うち1人死亡）、わずかその4日後にも、トンネル内につながる作業用通路で3人被災しています。いずれも発電機の不完全燃焼が原因です。わずか1年余りで4件、計19人が被災という一酸化炭素中毒による重大災害が後を絶ちません。なぜ、トンネル内の濃度測定、十分な換気などができなかったのでしょうか。

このように最近の重篤な災害は、「なぜ、これができなかったのか」と悔やむものばかりです。しかし、どれほど悔やんでもその事故が起きる前に時間を戻すことはできません。

繰り返し災害の防止には

では、繰り返し災害の防止対策をどのように考えればよいのでしょうか。

まずは安全設備面の対策です。作業員が安全帯を使おうとしなくても、そこに手すり、落下防止ネットがあれば墜落災害は起きません。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで安全設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。

このため、それを補うための基本ルールを定め、それを守り続けることがとても重要になります。

基本ルールが守られないのはなぜか?

現場には様々な基本ルールがあります。しかし実際には、「（重機の作業半径内は立入禁止ですが）中に立ち入っても平気さ」と、危険が軽視され、基本ルールが守られないことが少なくありません。

なぜ基本ルールは守られないのでしょうか。

面倒だから

その原因として、まずあげられるのが「安全帯をかけたりはずしたりするのは面倒だ」などの「面倒だから」です。このようなルール違反者には、厳しい指導が必要ですが、一方で、効率的に物事を進めようとする人間は、本能的に面倒なことをしたがりません。このため、面倒なことを取り除く対策も必要になります。

早く終わらせるため

次が「早く終わらせるため機械を停めずに修理する」など、「早く終わらせるため」です。ただ、「早く終わらせるため」に起きる不安全行動は、現場にとって“よかれ”の時が多々あります。このため、基本ルールを守らなくても、現場は「しかたがない」というムードに陥ることがあります。しかし、それではいけません。

そもそも基本ルールを知らない

「基本ルールを知らない」ことも少なくありません。例えば、電動丸ノコ作業は、軍手は巻き込まれやすく、はめてはいけませんが、それを知らずに「軍手は手を守ってくれる」と誤った判断をすることがあります。

1人が守らないとすぐに伝染する

「1人の作業員がどうしてもヘルメットをかぶらない。どうすればよいか」との質問に、皆さんはどのように答えますか。この場合、“どうすればよいか”の前に、どのような悪影響を及ぼすかを考えなければなりません。たった1人の不安全行動が、現場全体にすぐに伝染します。「基本ルール、わかっているが守らない」と暴走してしまうおそれがあります。

基本ルールが守りにくい状況もある

現場では、基本ルールを守りたくても守れないことがあります。

安全に注意し続けることは難しい

つまずき転倒することを防止するための基本ルールに「足元注意」があります。しかし、人間の注意力には限界があり、作業に集中すれば、足元に注意し続けることは困難になります。

反射的に動くことがある

人間は瞬間的に1点に集中すると、反射的に行動することがあります。例えば、はしごを昇る作業者が、腰の道具袋から工具が落ちそうになった瞬間、反射的に落下する工具をつかもうと右手に集中するあまり、はしごを握っていた左手を離して墜落。信じられない災害です。工具なんか後で拾いにいけばよいではありませんか。しかし、ダメなのです。人間は反射的に動いてしまうのです。

このため、基本ルール「はしごは手に物を持たず、しっかり握る」と定めても守れないことがあるのです。

疲れてくると

人は疲れてくると、注意力の低下、判断力の低下を招き、基本ルールが守れなくなることがあります。

このように守りたくても守りにくい状況があることを十分に理解し、現場の基本ルールを再点検し、いつでもどこでも守り続けられる基本ルールとすることが重要です。

優先的に守るべき基本ルールは、繰り返す死亡災害から学ぶ

まず、これだけは必ず守るという基本ルールを選び、それを守る現場にすることに全力を尽くします。それができたら次に進む。このような段階的な取り組みが求められます。

これだけは必ず守るというものは、過去に繰り返し発生している死亡災害を参考にします。平成26年の土木工事の死亡災害データを基に、それを撲滅するための基本ルールは右のとおりです。わずか24の基本ルールを守り続ければ、その年の土木工事の9割超の死亡災害が撲滅できるのです。

おわりに

いかがでしたか?ICTの活用が目覚しい今日でも、つり荷は落ち、手に持つ資材も落とすことがあり、作業に集中すれば危険に気づくのが遅れます。人が作業している以上、このようなヒューマンエラーは今後も必ず出てきます。

このため、ヒューマンエラーが発生しても、それを災害につなげないためにはどうすればよいか真剣に考えなければなりません。最近の死亡災害はほとんどが繰り返し災害です。限られた基本ルールを守り続ければ、ほとんどの死亡災害が撲滅できるはずです。基本ルールをしっかり定め、それを一徹に守り続ける現場を作ることが、今強く求められています。

土木工事の安全基本ルール 24

- 基本ルール 1 運転席から離れる時は、エンジンを切る
- 基本ルール 2 誘導なしではバックしない
- 基本ルール 3 運転中、重機作業半径内には立ち入らない
- 基本ルール 4 坂道では車止めをする
- 基本ルール 5 重機を路肩付近で作業させる場合、監視人、誘導員等を配置する
- 基本ルール 6 バックホウの斜路移動では、安定を損なう操作をしない
- 基本ルール 7 切土掘削では、落下物のおそれがある場所は立入禁止にする
- 基本ルール 8 法面では、自走式草刈り機を使用しない
- 基本ルール 9 緊急事態にあわてないよう事前に訓練を行う
- 基本ルール 10 立木の伐倒では、360度危険エリアに誰も立ち入らせない
- 基本ルール 11 公道上では作業帯の外で作業をしない
- 基本ルール 12 つり足場上では、親綱・安全帯等を使用する
- 基本ルール 13 急斜面では、いかなる時でも墜落防止対策を怠らない
- 基本ルール 14 施工中の構造物に倒壊のおそれがあれば、倒壊防止対策を講じる
- 基本ルール 15 “空気の流れ”がない空間では、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒、酸欠などを常に疑ってかかる
- 基本ルール 16 宿舎の防火管理を怠らない
- 基本ルール 17 運転中の機械は、必ず停止させてから触れる
- 基本ルール 18 クレーン作業ではつり荷が定格荷重以内か確認する。アウトリガーを十分に張り出す。
- 基本ルール 19 クレーン作業を正しく行う（正しい作業方法：ワイヤーは2点づり、荷振れ防止に介錯ロープをつけ、地切りをしっかり行うなど）
- 基本ルール 20 いかなる理由でも、つり荷の下には入らない
- 基本ルール 21 掘削深さに関わらず、地山の監視を怠らない
- 基本ルール 22 「建設現場で交通事故があまりに多い」ことを忘れずに安全運転に努める（対策：あわてない、スピードを出し過ぎない。荷を積み過ぎないなど）
- 基本ルール 23 電動丸ノコの切断作業は、作業台を使用する
- 基本ルール 24 過去の災害を教訓とし、熱中症対策に万全を尽くす（対策：WBGT値が28℃超では厳戒態勢をとる。暑さに慣れるまでの期間を設ける。自覚症状の有無に関わらず定期的に水分・塩分を取る（20～30分に1回、カップ1～2杯の水と適度な塩分など）

資料：高木元也「みんなで守って、繰り返し災害ゼロ! 現場の基本ルール」（清文社、2018）

事例紹介 1

仮設足場からの墜落対策をVRで学ぶ

株式会社積木製作 安全体感VRトレーニング

建設業における死亡災害の4割以上は、墜落·転落。死亡に至らなくとも、挟まれ·巻き込まれ、転倒などの事故も多い。これらの災害を防止するため注目されているのが、VR（バーチャル·リアリティ：仮想現実）の活用だ。

（株）積木製作が開発·販売した「安全体感VRトレーニング」、このVR技術を活用し、危険な場面をリアルに体感することができる。第1弾の「建設現場における仮設足場からの墜落」ではルームスケールVRを実現できるVRシステム「HTC Vive」※を採用し、CGで細部まで再現された街並みや建設現場、その中に用意された足場の上を実際に歩行する。「大鉄工業（株）様に監修いただき高所作業に潜む危険を細部にわたり再現した。現実では難しい高所からの墜落体験をすることで、安全帯の重要性が実感できるのでは」と語るのは下川敦士ディレクター。ヘッドマウントディスプレーをかけるとそこは高所作業現場。恐怖感を伴いながら実感できるため、安全体感教育として有効性が高いと導入する企業も増えている。

安全体感VRトレーニングの画面

「市販の簡易VRゴーグルで確認可能なスマートフォンアプリもあるので、導入前のトライアルとしても利用できます」（下川氏）

下川氏は「ネットワーク共有機能を使えば、遠隔地からの教育指導も可能です。これにより、安全教育にかかる費用を大幅に削減された企業もあります」と話す。近々、可搬式作業台を使用した危険体験のVRトレーニングも公開する予定で、安全体感装置を連動させた「挟まれ·巻き込まれ」のコンテンツも開発中。安全教育·訓練でのVRの活用はますます広がりそうだ。

※ HTC Vive 専用のヘッドセットを利用することで対角5mの空間を自由に歩き回ることが可能

事例紹介 2

IoTを活用し現場作業員を熱中症から守る

富士通株式会社

夏場、炎天下での作業が多い建設現場では熱中症の危険性が増す。富士通株式会社が2017年1月に販売開始したIoTソリューション「安全管理支援ソリューション」は、人間が感じる熱ストレスをいち早く察知して最適なタイミングで休憩を指示したり、また単独作業で起こりがちな転倒·転落事故を即座に発見することで、現場をサポートするサービスだ。IoTビジネス推進統括部　三好克也氏は「本製品は、当社独自の解析技術『ヒューマンセントリックエンジン』のノウハウに基づく68種類以上の高精度なアルゴリズムをパッケージ化し、総合ITベンダーの強みを生かして、すぐに現場で使える製品をめざしました。極力誤検知を減らすために様々な工夫が施されているのと、現場によって閾値を変更できるなど、現場の使い勝手に配慮しているのが特徴です」と語る。

手首に装着するデバイスによって体の中の血流や気圧、外気温などを読み取り、加速度センサーが転倒·落下を検知する。体調に変化があれば本人や監督者だけでなく作業者全員にアラートが送信されるため一斉に注意できる。三好氏は「お客様からは『導入したことで何も起こらなかった』という声をいただいている。それが一番の評価」と語る。さらにAI技術を使った新アルゴリズムを開発し、警備員など動きが少ない作業員への対応も開始した。作業中はつい頑張ってしまいがちだが、IoTを活用することで客観的に判断できる。これからの安全対策の有効な手段といえるだろう。

装着するデバイスは腕時計より軽い。黒は熱を貯めやすいということでカバーの色はライトグレーに。

IoTビジネス推進統括部
三好克也氏

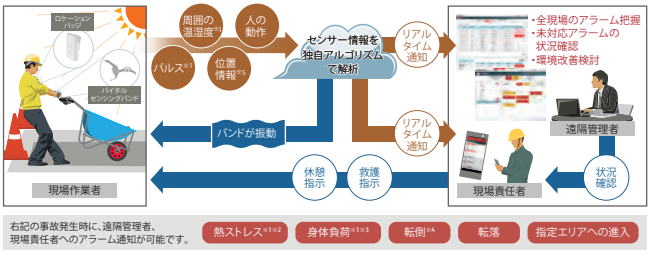

「安全管理支援ソリューション」の仕組み

建設業経理事務士
特別研修をご存じですか？

建設業界で必要となる会計処理の基礎知識を身に付けましょう！

建設業特有のコスト管理や会計処理を理解し実践できる資格として、多くの建設企業が推奨しているのが「建設業経理検定」です。1·2級建設業経理士を取得すると経営事項審査の評価対象となるなどメリットがあり、企業からの評価も高く利益管理の出来る有能なスタッフの育成にも繋がります。

建設業経理事務士特別研修とは？

今回ご紹介する**建設業経理事務士特別研修（4級及び3級）**とは、通常の検定試験とは異なり、研修と検定試験を組み合わせて実施するものです。研修最終日に行われる検定試験に合格すると、4級または3級建設業経理事務士の資格が得られます。

合格までの流れ

申込 → 特別研修 受講 → 最終日検定試験 受験 → 合格

① 受講資格

4級：どなたでもお申し込みできます（連続した2日間）

3級：4級建設業経理事務士有資格者（連続した3日間）

※ 4級建設業経理事務士をお持ちでない方も同一年度で4級·3級の同時申込が可能です。

② 研修内容等

簿記の初歩の仕組みから、建設業固有の簿記·会計·原価計算の基礎を理解していただける研修です。全く会計に関する知識のない方や現場で作業に従事する方、自社の財務諸表を読み解き経営のあり方を再構築しようという中小企業経営者の方にも、建設業に特化した会計処理や知識が学べる内容となっております。

③ 受講方法

① 本財団ホームページの「特別研修申込Web」よりインターネット申込。**【申込受付期間】平成30年5月10日（木）～**

② 申込手続き完了後、当財団より受講票とテキストを6月より順次郵送。

③ 研修当日は受講票、テキスト、電卓、筆記用具を持参のうえ、会場へお越しください。

④ 研修時間割

4級（連続した2日間）					
第1日	9:30～12:30講習	休憩	13:30～17:00講習		
第2日	9:30～12:30講習	休憩	13:30～14:50講習	休憩	15:00～16:30検定試験
3級（連続した3日間）					
第1日	9:30～12:30講習	休憩	13:30～17:00講習		
第2日	9:30～12:30講習	休憩	13:30～17:00講習		
第3日	9:30～12:30講習	休憩	13:30～14:20講習	休憩	14:30～16:30検定試験

平成30年度より 4·3級同時申込割引をはじめます！

通常受講料

4級（2日間）：21,190円（税込）

3級（3日間）：31,790円（税込）

平成30年度より →

割引適用価格

50,000円

※ 4級·3級同時申込で、4級不合格などにより3級の受講が出来ない場合には、4級の受講料と所定の手数料を差し引いた残額を郵便為替にて返金致します。

※ 下記ホームページよりお申し込みください。

平成30年度より 高校生向け特別研修受講料の値下げをします！

高校生は**特別価格**にてご案内しております。 **会場**：高校の教室など **実施校**：平成29年度実績 4·3級のべ45校

平成29年度 4級（2日間）：10,000円 → **平成30年度 8,000円**

平成29年度 3級（3日間）：15,000円 → **平成30年度 12,000円**

※ 高校単位のお申し込みはお電話にて随時受け付けております。日程は個別に設定させていただきますので、直接お問い合わせください。

お問い合わせ先 一般財団法人建設業振興基金 経理研究·講習課

TEL：03-5473-4581
（土·日·祝日除く 9:00～12:00、13:00～17:30）

E-mail：gy2@kensetsu-kikin.or.jp

申込受付期間：平成30年5月10日（木）～

建築業経理検定WEB https://www.keiri-kentei.jp/ 建設業経理検定 検索

FOCUS

専門工事事業者の目線で 静岡県の若い建設技能者を育成

静岡県建設学院 専務理事　山川 安豊 氏

静岡県建設学院は、静岡県重機建設業工業組合が母体となって1981年に設立した技能者養成のための訓練施設です。同学院は、職業訓練法人静岡県建設業能力開発協会として、全国でも数少ない機械土工工事の実習ができる訓練施設であり、これまで組合員の新規入職者教育を中心に4,600名を超える多くの建設技能者をさまざまな建設現場の最前線に送り出してきました。

若い技能者の育成と資格取得の支援を後押し

静岡県建設学院の開設のきっかけは、1973年の静岡県重機建設業協会設立（静岡県重機建設業工業組合の前身）までさかのぼります。この時代は、日本の社会や産業全体が高度成長期を経る中で右肩上がりの成長を続けており、建設業界も、急速に人力から機械化への対応が必要とされていた時代でした。その一方、組合員の中からは、建設業の人気に陰りが出ており、いずれ人手不足になるのでは、という心配もありました。

そこで後継者育成のため、1年かけて組合員の職員を教育する訓練コースを開設。これは、従来ありがちだった現場で「見よう見まねで覚える」ではなく、「専門工事事業者が自身の目線で、系統だったカリキュラムに基づいた教育を」という思いがあってのことでした。

設立当時について同学院専務理事の山川安豊さんは「建設技術者や技能者資格の試験制度が次々に導入され、業界としてもきちんとした教育体制を整える必要に迫られていました。しかし人材育成を個々の企業で行っていくのは難しい。ならば団体全体で育てていこうとしたわけです。また官公庁や自治体の工事などでは資格を持っていることが、その工事に参加できる条件となっていることも多く、現場技能者にとって、資格は必須と言ってよいでしょう。それだけに当学院も、できるだけ多くの資格を取得させることを重要な目標の一つに掲げています」と語ります。

卒業生の中には、現場のリーダーとして活躍している人も少なくありません。ある卒業生は、「大きい現場に入ろうと思うと、資格が求められることが多いので、将来のランクアップを考えている人などは、できるだけ若いうちに多くの資格を取っておいた方が有利だと思います」と振り返ります。

現場の目線で課題解決できる人材の育成を

訓練内容は新卒者から若手を主な対象としたため、基本的な技能訓練や知識の習得に重点を置いています。講師の一人は「仕事で最低限必要となる基本を重視しており、この基本を確実に身につけることが実際の現場での応用につながると、日頃から繰り返し指導してきた」と語ります。

また訓練にあたっては、言葉や知識だけを詰め込むのではなく、常に現場の作業に携わる人々の目線を大事にし、現場における課題を解決･改善していける人材の育成を心がけていると山川専務は強調します。

平成26年度までは、設立以来続けている1年間の「普通課程」と4か月の「短期課程」の2つのコースが設けられ、土木工学や測量、製図（CAD活用）、安全衛生といった基本の学習から、玉掛けや建設機械の取り扱い･運転などの実技まで、建設･土木に関する多彩なカリキュラムを用意。また取得できる資格等は、履修課程や学科によって異なりますが、合計で24資格の取得および受験を可能としていました。

建設労働者緊急育成支援事業に対応した特別コースを実施中

平成27年度からは普通課程の訓練は一時休止し、短期講習および建設労働者緊急育成支援事業に絞り、2つの訓

練コース（重機オペレーターコース、建設多能工コース）を実施しています。現在の指導者は、非常勤の講師を含めて26名。全員、組合企業の職員であり、現場の一線で働いてきたベテランぞろいです。

「現場で活躍できる実践的な技術を持った若手を育て、送り出すという徹底した姿勢を業界からも認めてもらい、最近では多くの企業から求人を出していただけるまでになっています」（山川専務）。

建設労働者緊急育成支援事業「建設多能工コース」の訓練の様子

建設・土木業界を男女ともに魅力を感じる職場に！

あらゆる産業分野でデジタル化が進む現在、国土交通省が進めるi-Constructionに代表されるように、建設現場へのICT 技術の導入が急速に進んでいます。そうした時代の要請に静岡県建設学院も積極的に取り組んでいます。

「平成29年度からは、建設労働者緊急育成支援事業のプログラムにドローン講習を追加しました。最初は建設機械オペレーターコースだけだったのですが、建設多能工コースの生徒から『自分たちもやりたい』という希望が出て、現在では両コースで実施しています。みんな興味津々、楽しそうに学んでいますよ」（山川専務）。

一方、同学院では女性の技能者育成にも力を注いでいます。近年の建機はコンピューター化が進み、女性でも十分に操作が可能です。山川専務は、「ダンプカーや重機の操作にも女性は適していると思っています。女性はきめ細かな気づかいができるので、作業にムラがない。それに、資格さえ取れば結婚や産休後、一時的に現場を離れても戻りやすい。そういう意味でも、これからの建設業は男女機会均等の模範的業種になるべきだと考えています」と言います。

また今後については「人集めは大変ですが、今後も教育は武器になると考えています。過去に普通課程コースを学んだ組合員からは、もう一度やって欲しいという声もあるので、建設労働者緊急育成支援事業終了後は検討していきたい」と語ります。

建設業界は、もう昔のような泥にまみれて辛い仕事をする世界ではなく、男女ともに魅力を感じる職場となるべきだと力強く語る山川専務。生徒たちには「いい仕事だよ、誇りを持ってやれ」と伝えているとのこと。建設業の次代を担う若い後継者を輩出するため、その育成に力を注いでいます。

建設多能工コース訓練生と講師の皆さん

Column

卒業生には建設機械操作のテレビチャンピオンも！

静岡県建設学院の卒業生には、すばらしい腕前を持った建設重機の技能者が大勢いる。中には、かつてテレビ東京系列で放映していたテレビ番組で「ショベルカー王選手権」で優勝した人も。現在は本業に限らず、同学院の非常勤講師としても活躍している。地域のイベントではパワーショベルに筆をつけて習字を披露することもあるそうだ。他県でも人材不足が問題視されていますが、まず「動かなければ始まらない」そう思っています。

静岡県建設学院ホームページ　http://www.s-juki.org/modules/information/index.php?cid=20

「週休2.5日制」視野に辛抱強い対応を

プレミアムフライデー1年を振り返る

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト　高田 創

個人消費の押し上げや働き方改革推進のために、月末金曜日の早期退社を促すプレミアムフライデーは、2017年2月開始後、1年以上取り組まれてきた。しかし、認知度は高いものの、その効果は必ずしも高くはないようである。今回は、このプレミアムフライデーの効果や、今後進めていくうえでのポイントなどについて解説する。

認知度は高いものの実施は道半ば

プレミアムフライデーは、この1年で衆院選などと並び最も話題を集めた項目の一つだった。2017年2月の第1回実施時には、プレミアムフライデーの検索件数が多く、その後は徐々に低下しているものの、月末になると検索数が一定程度は伸びる状況が1年間続いており、プレミアムフライデーは継続的な話題になっている**(図1)**。

従って、話題性という点では開始1年で及第点だが、その効果には課題が残るというのがフェアな評価だろう。プレミアムフライデー推進協議会事務局の調査結果では、1年間の平均早期退社率は11.2%にとどまり、大企業(16.4%)と中小企業(10.2%)の間に差が見られる。

また、プレミアムフライデー当日の実質消費支出の前年比を見ると、自動車購入やその他支出など、プレミアムフライデーとは関係の薄い品目を中心に増加がみられ、当初期待された外食や娯楽の伸びは余り確認されていない**(図2)**。早期退社率が高まらないなか、消費押し上げ効果は限定的となった。

柔軟な運用などで普及促進を

ただし、クールビズなど過去の事例を振り返ってみれば、定着までには一定の時間が掛かっており、評価を固めるのはまだ時期尚早だ。例えば、1987年の労働基準法改正を契機に本格導入が始まった、週休二日制の導入企業割合の推移をみると、法改正を伴ったものであったにもかかわらず、その定着には5年以上の時間を要している**(図3)**。同様に、今ではすっかり定着したクールビズも、2005年の取り組み開始時には、定着を疑問視する見方が少なかったことは意外と知られていない。

プレミアムフライデー参加者の満足度は高く、若年層中心に早期退社意向は強い。継続的な実施を通じ働き方改革を粘り強く推進することが最も重要であり、月末金曜日にこだわらない柔軟な運用などによって、参加率をさらに高める工夫をしていくべきだろう。月に1度「週休2.5日制」のようなものとして定着させ、長期的に「週休2.5日制」を視野にすればメリットも大きいのではないか。

■図1 Google検索インタレストの推移

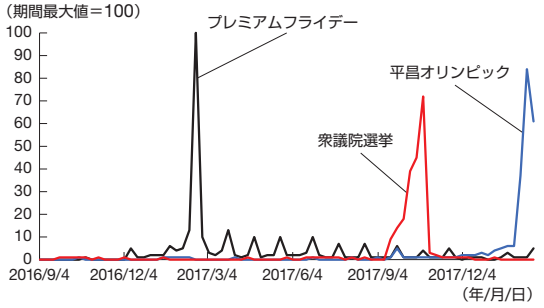

(注)指定期間の最大検索ボリュームを100として、各期の相対的な検索ボリュームを計算した値。1未満の場合は0とした。
(資料)Google Trendsよりみずほ総合研究所作成

■図2 プレミアムフライデー当日の実質消費支出

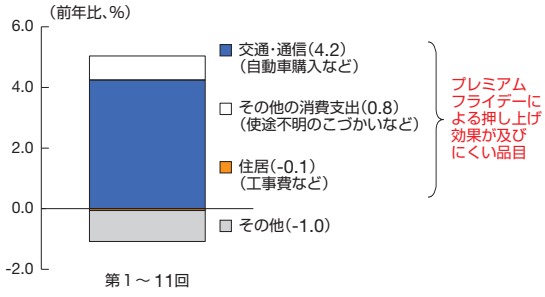

(注)2017年4月の伸び率については、2016年4月の月末金曜日が祝日であるため、その前日の木曜日と比較して前年比を算出した。他の月は前年の月末金曜日と比較。凡例の括弧内の数字は各項目の前年比。
(資料)総務省「家計調査」よりみずほ総合研究所作成

■図3 何らかの週休二日制を採用する企業の割合推移

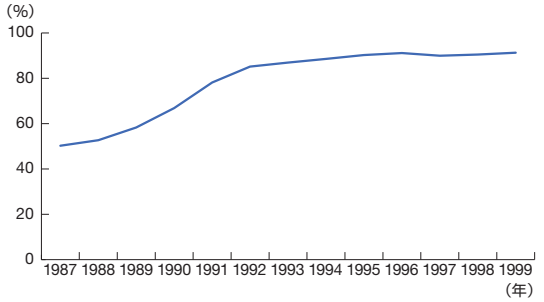

(注)完全週休二日制および月3回・隔週・月2回・月1回の週休二日制などを含めた値。
(資料)厚生労働省「就労条件総合調査」よりみずほ総合研究所作成

総合評価落札方式の動向

「簡易確認型」入札を本格導入へ

日経コンストラクション編集長　野中 賢

国土交通省は2018年度から、総合評価落札方式の入札で参加者に提出を求める技術資料を1枚に簡素化する「簡易確認型」の適用を拡大する。受発注者双方の負担軽減が狙いだ。施工実績や過去の工事成績などで点数を付ける「施工能力評価型」のうち、10者以上の参加が見込まれる案件で簡易確認型を原則化する考えだ。

国土交通省は、3月7日に開いた「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」（座長：小澤一雅・東京大学大学院教授）で、総合評価落札方式のうち、「簡易確認型」の適用を2018年度から拡大する方針を示した。

国土交通省の直轄工事では2007年度以降、ほぼ全ての案件で総合評価落札方式が採用されてきた。ただし、技術提案書の作成や審査に手間を要するため、2013年度から「二極化」に舵を切り、工事の難易度などが比較的低い案件を対象に、技術提案を求めない「施工能力評価型」の適用を開始。2016年度に国土交通省の8地方整備局が発注した工事では、施工能力評価型が全体の94%を占めている（件数ベース）。

2018年度からは、10者以上の参加が見込まれる施工能力評価型の案件で簡易確認型を原則化し、さらなる手続きの簡素化を狙う。

技術資料の提出は1枚でOK
入札参加者の資料作成負担は6割減

簡易確認型の入札の流れは**下図**の通りだ。入札参加者が所定の様式に基づいて施工実績などを点数化した簡易技術資料1枚を、工事費見積額を記入した入札書とともに提出する。発注者は簡易技術資料と入札書から技術点と価格点を算定し、これらの点数を基に算出した「評価値」の高い上位3者程度を落札候補者として選定。落札候補者に簡易技術資料の根拠となる確認資料（詳細技術資料）の提出を求め、その内容などを審査したうえで落札者を決定する。

施工能力評価型の入札では従来、発注者が技術点算出の根拠などを確認する目的で、各参加者に15種類・70枚程度の技術資料の提出を求めてきた。簡易確認型は、こうした資料の作成と審査を3者程度の落札候補者に限定することで、受発注者双方の事務負担を軽減する。

簡易確認型による入札は、2016年度に関東地方整備局が試行を開始。2017年度には東北と中部、九州の各地方整備局や北海道開発局でも試行している。

2017年度の簡易確認型の実施件数は見込み分も含めて全国で計93件。入札参加者数は平均約8者だった。従来はこの8者全員が詳細な技術資料を作成しなければならなかったが、簡易確認型では資料作成は落札候補者の3者に限られる。残りの5者は資料を作成する必要がないので、全体で見ると参加者の資料作成負担が6割ほど軽減できるという。

今後は、これまで紙資料でやり取りしていた簡易確認型の仕組みを改良し、3月末までに電子入札システムに対応できるようにするなど、本格導入に向けた環境整備を進める。

■図 簡易確認型と現行方式の比較

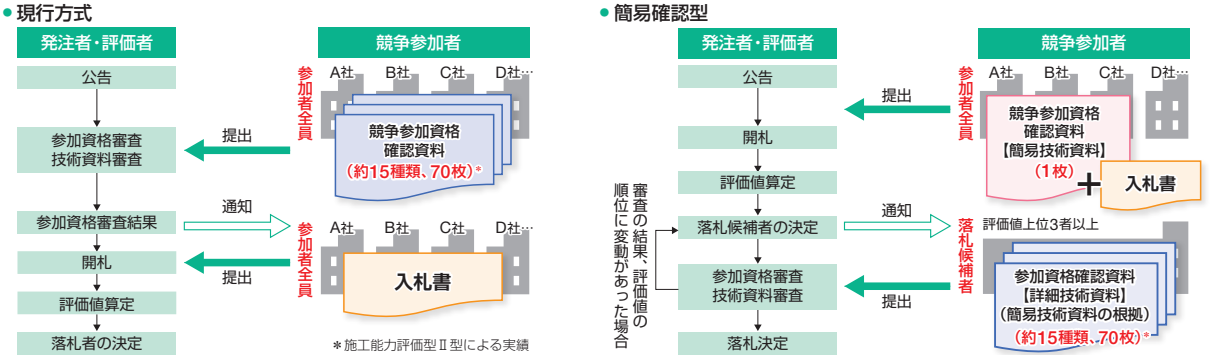

（注）国土交通省関東地方整備局の資料を基に作成

連 載

事業承継から考えるこれからの建設業経営

第2回

事業承継の手順について

（事業承継の準備は早ければ早いほど良い!）

藤原コンサルティング 代表　藤原　一夫

大手建設会社に30年勤務し、現場所長、内勤管理職を経て、藤原コンサルティングを設立。東京都、神奈川県等の中小企業再生支援協議会で建設関連の専門委員を務める。中小企業診断士・1級建築士・1級建築施工管理技士。一般社団法人建設業経営支援協会理事長。

事業承継の実態は千差万別

既に「事業承継準備作業」に取り掛かっている経営者の方々もおられるでしょうが、これからと考えているが、どのように準備し後継作業を進めるべきか?を迷っている方々への指針として、参考程度の標準的なステップを紹介させていただきます。

野帳場の工事が各現場の外部環境等を勘案し、それぞれの工事で違った全体工程表の作成、工事計画書の作成、下請け業者の選定、等々の準備をするのと同様に、一見同じように見える子息への事業承継問題でも現実には案件別に大きく異なることが殆どです。

特に、経営者の突然の死による承継は、高齢経営者の場合は準備が出来ている場合も多く見受けられますが、働き盛りの40代、50代での突然の死去は、共同経営者の存在が無い限り、事業売却がセオリーと言われています。しかし、いろいろな課題を乗り越え、見事に承継に成功した例があります。

それは、バブル崩壊後の20年前、某道路関係土木ゼネコンの創業者が56歳で、急死した企業の承継事例です。諸般の事情から事業継続をせざるを得ず、経営に携わっていなかった素人の奥さんが次男と共に引き継いだのですが2年もしないうちに財務状況が極端に悪化し、事業継続が難しい状況となりました。そこで某有力商社に12年前に就職し、活躍していた長男に泣き付き、社長になっていただいたのです（母の力です）。承継社長が一年目に実行したことは、自社の事業を分析し、土木からの撤退と建築工事への進出というきわめて戦略的な事業転換でした。当時は、建築関係もコスト競争の激しい時期でしたがそれには巻き込まれず、差別化戦略として10名の建築設計者を営業兼設計・監理として雇用し（他の営業職はゼロ）、「地域の信頼度」の高い建設企業の遺産を見事に活用し、5年足らずで事業承継と企業再生を同時に成功した（社長談）事例です。

小生との出会いは、10年ほど前に、ある公共機関のセミナーをきっかけに、下請け企業の組織化について相談依頼を受けて企業訪問した時です。当時は、建築土木に拘わらず、購買部門を新設し、競争原理を働かせ、新規の協力業者を探し、自社の利益を確保する相談が殆どでしたが、彼の相談は違っていました。協力会を組織し、共に生き抜く集団（グループ）をどのように運営していったら良いか?というモノでした。

その社長さんは、12年間の商社勤務で、建設企業経営者に欠けがちな「経営環境変化に適応すべき挑戦的経営戦略」について学んできたのではないか、と感じました。（個人の能力もありますが、実務での経営幹部の人材教育が企業の戦略性をアップするのです。商社勤務時に後継者教育を結果的に受けたことになる?）

今現在は、ある建協のリーダ的存在になっており且つ事業も拡大し、環境変化に合わせて進化した経営戦略を実行しているようです。

事業承継に向けたステップ

図は、白書の中で事業承継に向けたステップ表ですが私なりに解説すると下記のようになります。

ステップ❶

先ず現経営者が事業承継の必要性を本当に認識する必要がある!

- 後継の準備は、早いに越したことはない。（計画的取組が可能）
- 10年程度の時間を掛けるのがベターと心得るべきである。

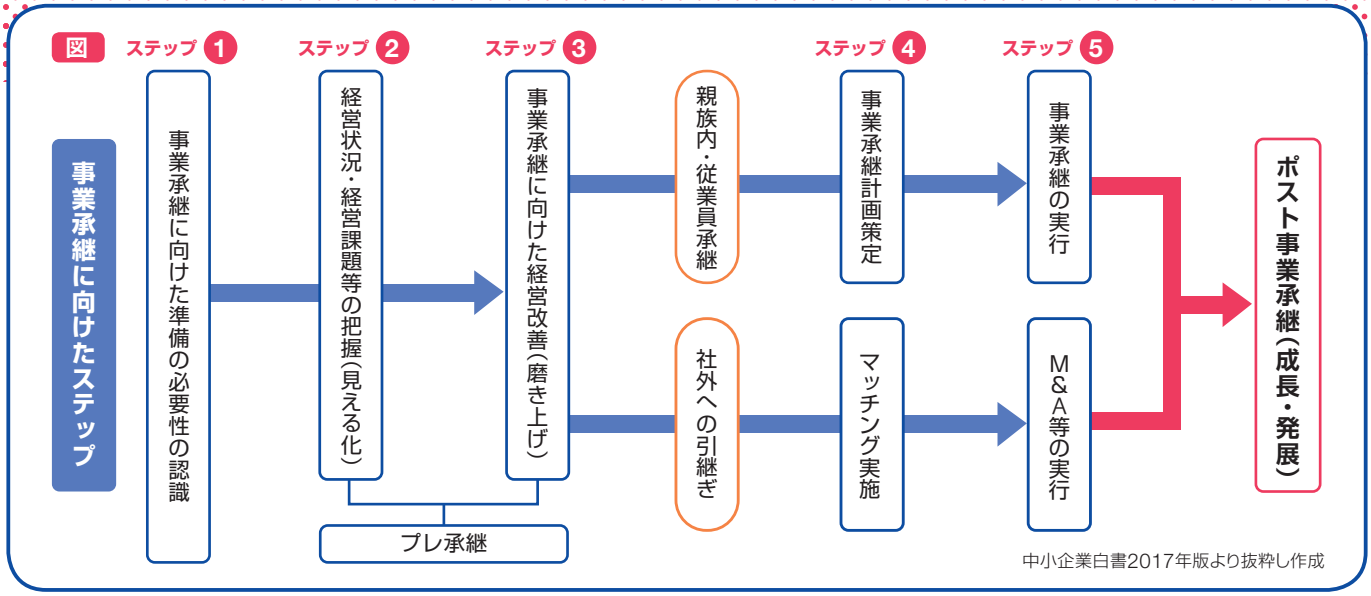

ステップ❷

経営状況･経営課題の「見える化」をすることでどのような事業承継がベストかを判断する資料とする必要がある!

- 会社の現状（人･モノ･金等々）
- 経営者自身の資産状況等
- 後継者候補のリストアップ（複数、3名程度が望ましい）

ステップ❸及び❹

事業改善計画書及び事業承継計画書の作成

- 承継の方法･後継者候補の確定（複数可）
- 現経営者と事業承継者（複数可）の共同作業で作成すべき。

ステップ❺

具体策の実行

- 利害関係者の理解を得る作業は最重要である。
- 事業承継計画書の公表
- 経営者教育と組織体制の再構築の実施

事業承継で注意するポイント

1. 承継者の選定

承継者の選定は、最重要です。能力重視が基本ではありますが、それが関係者の意見、ご理解を得る過程で、難しい場合も多く出くわします。その場合は、その人材を入れた「集団経営層」を数名で形成し、後継者を支える組織集団とすること、且つ管理会計システムの構築を通じた経営情報の共有化を図ることは不可欠と思われます。

兄弟一緒の後継は原則避けるべきです。少ない事例ですが、特にトップ決定に奥さんが決定権を行使した場合に問題があったケースが小生が関わったなかで3件ほどありました。（原則、母親は弱い方の子供の味方です。）

2. 親族外への承継

親族外（従業員（役員含む））への承継の場合は、より利害関係者への理解を得ることは重要です（覚書等で記録に残す等）。また、借入金の連帯保証の問題で躊躇する場合が多い現実があります。（金融機関との事前の話し合いが重要です･･･最近、優良企業では特別配慮する場合もあります）

3. 権限委譲と持ち株の譲渡

権限委譲と持ち株比率はパラレルに実施し、最終的にトップの持ち株比率を2/3以上としてから代表取締役就任とするのが後々のトラブル防止に重要です。（この権限移譲と持ち株比率の実施は、親族、親族外、外部人材、を問いません。特に中小建設企業では、経営権と所有権を分離しての経営体制の維持は、（将来は解りませんが、）今現在は、無理ではないかと理解しています。）

4. 承継時の贈与税・相続税の支払い負担

中小の場合、平成35年3月末までに特例承継計画を提出し、平成39年12月末までに承継を実施した企業には、事業を継続する限りにおいて相続税･贈与税ゼロで承継が可能になりました。（親族以外も対象となった。また、一人ではなく、複数（最大3人）の後継者への承継も対象。また、承継をスムーズに進める為、民法の遺留分についても現物ではなく金銭解決できるように配慮等。）･･･詳しくは顧問税理士に相談してみてください。

最も重要な利害関係者は現経営者が自分自身であることを自覚!

承継の決断、後継者候補の選定等々も現経営者の意思決定ではありますが、それ以上に現経営者に認識していただきたいのは、スムーズな承継で欠かせない最重要事項である「利害関係者の理解を得る」の中で、自分自身の承継への理解が一番の課題（乗り越えるべき問題）であることです。

承継後の企業での自分自身の立ち位置、役割、いずれの時期に会社を離れて何をするか、必要ならアドバイスを受けながら自分自身で「終活」を決めなければなりません。（承継計画に必ず必要な最重要な項目です。）

時間が経つのは早いものです。先ず、事業DD、財務DD、自身のDDを実行し、後継候補の選定を始めてみては如何でしょうか。

（注記：DD=Due Diligenceの略でビジネス用語では、調査･分析の意）

かわいい土木 第12回

岡山藩が遺した船のエレベーター

倉安川吉井水門／岡山県岡山市

岡山県岡山市の吉井川のほとり。堤防の上を走る県道の下に、紡錘形の舟溜りを備えた石造りの閘門式水門がある。こうした形式は非常に珍しく、現存する日本最古のものと言われている。その誕生の背景には、名君池田光政と稀代の土木計画家津田永忠の奮闘があった。

Photo·Text：フリーライター　三上 美絵
大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」（日経BP社）や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報コンペティション審査員。著書『土木の広報～『対話』でよみがえる誇りとやりがい～』（日経BP 社刊、共著）

レモンのような紡錘形の池の端、石垣がキュッとくびれた部分の上に、巻き上げ機の入った小屋がちょこんと載っている。岡山県岡山市にある倉安川吉井水門だ。この水門が珍しいのは、水位の異なる二つの川の間に舟を通す「閘門形式」であること。つくられたのは江戸初期の1679年で、国内で最古の閘門と言われている。

閘門はよく、“船のエレベーター”と称される。装置は閘室（上で言う池）と、その前後2カ所に設けた水門からなる。まず前の水門を閉めて水をせき止め、後方から舟を閘室へ入れる。次に後ろの水門を閉める。これで、閘室は閉鎖された水域になる。その後、前の水門を少しずつ開け、水位が前方の川と同じになったら、舟を前方へ進める。水に浮いた舟が閘室内の水位の変化とともに上下するところは、まさにエレベーターだ。

吉井水門も「一の水門」と「二の水門」があり、その間に「高瀬廻し」と呼ばれる舟溜り（閘室）がある。

熊沢蕃山の反対で頓挫した大干拓事業が再浮上

吉井水門のある倉安川は、備前国で「東の大川」と呼ばれた吉井川と、「西の大川」と呼ばれた旭川をつなぐ延長約20kmの運河だ。名君で知られる岡山藩主池田光政の命により、家臣津田永忠が指揮して開削された。目的は、干拓新田への灌漑用水の供給と、岡山城下へ年貢米や物資を運ぶ高瀬舟の水路整備。

干拓で問題になるのは、給水と排水だ。新田には水が必要。一方で、海側に新田ができることで旧田は内陸となり、排水が困難になる。光政は早くから児島湾北岸に新田開発を検討したが、家臣の陽明学者熊沢蕃山は旧田への影響を指摘し、猛反対。計画は頓挫していた。

蕃山が藩を去った後、頭角を現したのが永忠だ。光政に才能を認められ、インフラ整備を任されるようになる。池田家の墓所造営を皮切りに、城下を洪水から守るための放水路として百間川を開削するなど大活躍。

一時期は閑谷学校（日本最古の庶民のための学校）の運営など、藩政の中心から遠ざかったものの、藩は度重なる洪水で凶作が続き、餓死者が続出する事態に陥った。この窮状を脱するには、新田を開発するしかない――。再び郡代に起用された永忠は、満を持して光政の夢見た大干拓事業に乗り出すことになった。

灌漑用水を航路と併用し舟運の効率も高める

永忠は思案の末、壮大な構想を描き出す。東西に1本、南北に2本の灌漑用水を新たに開削するとともに、百間川や既存の

倉安川吉井水門の「二の水門」。両側の石垣護岸は、花崗岩の切り石を積み上げたもの。

堤防側から見た紡錘形の舟溜りと二の水門。水門の奥が倉安川につながっている。後世の吉井川の改修によって、「一の水門」は堤防に埋め込まれた。

河川を拡幅して給排水を賄い、合計3000ヘクタールにも及ぶ新田を沖合に干拓するというものだ。

だが、陸地が海側へ延びれば、川から児島湾を通って城下を行き来する高瀬舟の航路は遠回りになる。そこで、永忠が真っ先に着手したのが、東西を結ぶ用水、すなわち倉安川の開削だった。高瀬舟にこの用水を通らせることで、吉井川から城下を流れる旭川へと、最短距離で行くことができる。そのために当時の最新技術を駆使してつくられたのが、吉井水門だ。

財政難の折、永忠は建設費を捻出するため、光政の娘の持参金を借用して運用するなど、資金集めにも苦心。すべてを新たに開削するのではなく、点在する既存の用水や小川、沼などをつなぐようにして工事を最小限にとどめた。

こうして倉安川は1年もかからずに完成。開通から20日間で1000艘近い高瀬舟が通行したことが、池田家の古文書に記されている。永忠は、児島湾を経由した場合の通行料を試算し、倉安川ルートの通行税をその半額以下に抑えたという。江戸初期のこの時代に、永忠が今で言う費用便益分析の発想をもって事業に当たっていたことに驚かされる。

二の水門の奥には、舟を乗り降りするための石積みの階段が残されている。

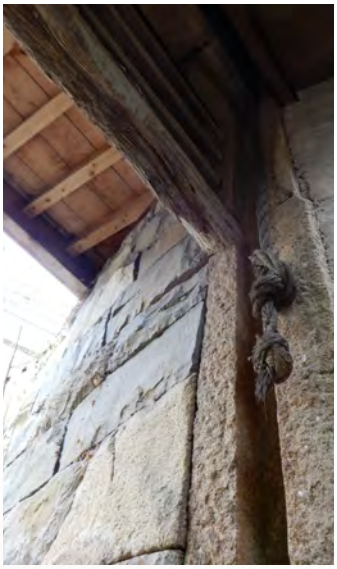

花崗岩の巨石でつくられた水門の石柱には、樋板を落とすための溝が彫り込まれている。

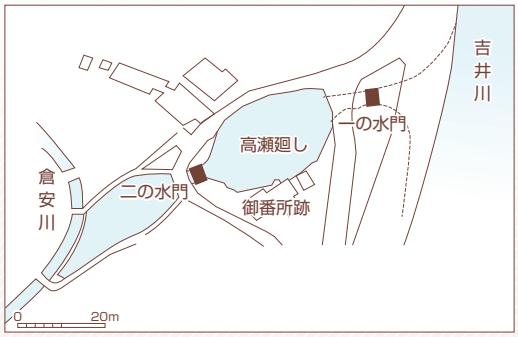

水門全体の構造図。二つの水門の間に紡錘形の舟溜りがあることが分かる。

堅牢な石造りの吉井水門は、およそ340年たった今も往時の姿を残したまま、舟溜まりに水をたたえてひっそりと佇んでいた。

アクセス

JR赤穂線長船駅から車で10分程度。

しんこうTODAY

振興基金の活動報告

建築・設備施工管理CPD制度の運用開始について

4月10日 東洋大学 浦江真人教授を委員長とする建築・施工管理CPD制度運営委員会（第1回）・プログラム審査会（第1回）合同会議を開催し、建築・設備施工管理CPD制度の運用を開始しました。

振興基金では、平成26年6月より、建築施工管理技士等を対象資格者とした「建築施工管理CPD制度」を創設・運用し順調に利用者を増やし、平成29年度末現在約4300名にご利用頂いております。

一方で、これまで「電気工事施工管理技士」及び「管工事施工管理技士」を対象資格者としたCPD制度がなく、CPD実績を証明する仕組みがない状況であり、振興基金にも両資格者が利用可能なCPD制度の問合せを外部から多数受けており、関連団体と調整を続けてきました。

建築・電気工事・管工事の施工管理に携わる技術者が、建設業の様々な社会的要請に応えることのできる知識と技術の向上を継続的に図ると共に、このような活動を通じて、これらの施工管理に携わる技術者の地位の向上を図ることを目的に、この度「建築施工管理CPD制度」をリニューアルし、「建築・設備施工管理CPD制度」としてリスタートすることとなりました。

リスタートに際し、本制度に関する建設業協会・建設会社向けのパンフレットも新たに作成しております。ご希望の方は本財団の試験管理・講習部CPD担当（03-5473-1585）までお問合せください。

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム 企画運営会議

建設産業担い手確保・育成コンソーシアム（事務局・建設業振興基金）は4月17日、平成30年度の行動計画となるアクションプログラム（第5版）を決定しました。5年限定で進める活動の4年目に入り、各地の教育訓練の枠組みが持続的に発展していくことを見据えた活動を展開していくこととしました。

地域連携ネットワークの構築支援に新規1件が加わり、合計43団体を支援することとし、各地の活動が持続可能な取り組みとなるよう、事業内容を評価する方策や教育関連との連携強化を実施していきます。

教育訓練基盤の充実・強化では、これまで共通編と個別12職種で作成した職業能力基準の充実と、建設キャリアアップシステムと整合した活用方策を検討していきます。また、教育関係者との連携では、教員免許更新制における選択領域講習を昨年度実施した富士教育訓練センターだけでなく、全国3地区で実施します。

本財団の内田理事長は、「多様なパートナーとの連携により厚みのある活動になってきている。この成果を数字として捉え示していくとともに、持続可能な教育訓練に結びつけていくことが重要である。」と述べました。

仕事の充実、休みの充実
しっかり休んで しっかり働く
「統一土曜閉所」

日建協加盟組合

青木あすなろ建設職員組合
浅沼組職員組合
安藤・間職員組合
奥村組職員組合
鴻池組労働組合
五洋建設労働組合
佐藤工業職員組合
佐藤秀労働組合
シミズユニオン
鈴与三和グループ労働組合
錢高組労働組合
大鉄工業労働組合
大日本土木労働組合
大豊建設労働組合
鉄建建設職員組合
東鉄工業労働組合
東洋建設職員労働組合
戸田建設職員組合
飛島建設労働組合
中山組職員労働組合
西松建設職員組合
日本国土開発コミュニケーション協議会
日本総合住生活労働組合
野村労働組合
ピーエス三菱労働組合
藤木工務店労働組合
フジタ職員組合
松村組職員組合
馬淵建設職員組合
丸彦渡辺建設職員組合
三井住友建設社員組合
宮地建設工業労働組合
名工建設職員組合
横河ブリッジ労働組合
りんかい日産建設職員組合

後援
内閣府　厚生労働省　国土交通省
一般社団法人 日本建設業連合会　一般社団法人 全国建設業協会　一般社団法人 日本道路建設業協会　一般社団法人 日本建設業経営協会　一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会　建設業労働災害防止協会
一般財団法人 建設業振興基金　公益社団法人 日本建築士会連合会　公益社団法人 日本建築家協会　一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会

6月9日（土）は
統一土曜閉所日

建設産労懇
マスコットキャラクター
産労コーン

当作業所は6月　　日（　　）に 読み替えて閉所します

カエル！ジャパン
Change! JPN

建設産業のワーク・ライフ・バランス実現のために建設産労懇の仲間とともに取り組んでいます
（日建協・全電工労連・基幹労連建設部会・道建労協・通建連合・長谷エグループ労働組合）

今回のポスターのキャッチフレーズは、佐藤琢磨さん（飛島建設労働組合）の作品です。

日建協
2018.6

HOPE

自分の作ったものが自分で見える だから建設の仕事に戻ろうと思った

小河原知也さん

1988年9月生
山梨県出身

建設労働者緊急育成支援事業の建設多能工コースで学ぶ小河原さん。建設業を営む大工の父親に憧れ、中学生の頃から、将来は自分も独立してやっていきたいと考えていた。一人でやっていくためには、経理も自分でできなければと思い、高校は商業科を選んだ。卒業後は家業の建設会社に就職したものの、当時は想像した以上に3Kだったこともあり、わずか1年で退職。その後、ふと訪ねた母校の先生から非常勤講師をやってみないかと誘われ、短大の通信コースに通った後、非常勤講師として4年間勤務。非常勤講師は夏・冬休みが自由なため、夏は富士山でツアーガイド、冬は雪山でスノーボード三昧という生活を送っていた。

非常勤講師の任期満了後は、工場で製造ラインの仕事に就いた。職場には不満がなかったものの、自分のつくったものがどこに流れていくのか、どこに使われているのかわからない事に物足りなさを覚えた。

そんな中、昔からやりたかった大工に戻ろうと思った。大工の仕事をしてみたが、同じ18歳から始めた人と横並びになったとき、自分には何も資格が無いことに気づいた。30歳を前にして、そろそろ落ち着こうと思ったし、将来を見据えて動かなくてはいけないと考えていた。そんな時に、たまたま見ていたインターネットで建設労働者緊急育成支援事業のバナーを見つけ、建設業でニーズの高い14の資格が取得できるということを知り申し込んだ。今年1月末に入校し、43日間にわたる訓練に励んでいる。「大工の経験があるので知っているつもりになっていましたが、プロの講師の教えに、改めて正しい方法を学ぶことができました。少しは腕が上がったかなと思っているところです。」と小河原さん。訓練修了後は、建設業に就職して腕を磨きながら、いずれは独立したいという夢も持ち続けている。「自分が住んでいる街に、自分が建てたものがあるっていいですよね。」と一度は離れたけれど、建設業に戻ってきた小河原さん。夢への再挑戦が始まった。

建設業しんこう
May. 2018 No.498
平成30年5月10日発行
第43巻 第2号 通巻第498号
■編集・発行
一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目 MTビル2号館